

1971年第27回宜野湾市議会(臨時会)会議録

1. 5月31日(第1日目) 午前10時一分開議 午後3時36分散会

2. 出席議員(20名)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1番 伊 佐 徳 次 郎 | 2番 島 徳 吉 |
| 3番 大 川 正 雄 | 4番 天 久 盛 雄 |
| 5番 宮 城 正 光 | 6番 新 福 仁 正 |
| 7番 宮 城 仁 政 | 8番 又 吉 正 弘 |
| 9番 宮 里 敏 行 | 10番 比 嘉 守 盛 |
| 11番 安 次 富 盛 信 | 12番 崎 間 正 繁 |
| 13番 棚 原 盛 信 | 14番 仲 村 春 信 |
| 15番 山 本 朝 保 | 16番 武 島 行 男 |
| 17番 多 和 田 真 一 | 18番 大 川 昇 |
| 19番 玉 那 覇 行 昭 | 20番 伊 佐 雅 仁 |
| 21番 比 嘉 義 定 | 22番 古 波 蔵 清 次 郎 |

3. 欠席議員(2名)

9番宮里敏行 12番崎間正繁

4. 議事説明員

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 市 長 崎 間 健 一 郎 | 助 役 沢 庵 安 一 |
| 収 入 役 只 原 好 永 | 総務課長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫 | 厚生課長 伊 佐 友 誠 |
| 税 務 課 長 古 波 蔵 信 三 | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商工観光課長 棚 原 盛 真 | 都市課長 新 垣 信 栄 |
| 建 設 課 長 高 宮 城 昇 | 消 防 長 大 城 仁 幸 |
| 固 定 資 産 評 価 室 長 武 島 正 孝 | |

水道部長 仲村春盛 営業課長 奥里将弘
会計課長 天久 実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 庶務係長 照屋 毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第 / 号) 197 / 年 5 月 3 / 日 (月 曜)

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 20 号 1971 年度宜野湾市一
般会計ギ入ギ出追加更正予算

日程第 4 諮問第 1 号 コサ市北谷村清掃施
設一部事務組合への加入について

議 案

定足数に達してないから、第1回臨時
議案臨時会休会になったから、開
会しないから。電報で今日の臨時会開会する。
(午前10時)

議 案

今日の日程は午前中に配布してある議
事日程表等が通り進んでるから。
日程に入り午前中に暫く休会しないから。
(午前10時)

議 案

再開しないから。(午前10時1分)

議 案

日程第1. 会議録署名議員は会議規則
第14条の規定により、議長以下7人の
常任委員、14人の幹事委員を指名
しないから。

議 案

日程の第2. 会期が延長しないから議題と
しないから。
会期臨時会が会期は本日1日間としない
から。これに附議しないから。

(集議おしとす)

議 長

御覽議の七録の事。又今期は
本日1日同七録を以てせん。

議 長

休憩を以てす。(午前10時2分)

再開を以てす。(午前10時14分)

議 長

日程第3。議案第20号 1971年度直野市
一般会計入不支出追加更正算上程の
事。

本案に対する理事者の説明を求めす。

総務課長

御説明申し上げます。議案第20号 1971年
度直野市一般会計入不支出追加更正
算の事ですが、入不の方面から御説
明申し上げます。

(議案附議七録の議案の記録)

6親類親友会金40,766円、今回の追加更正
予算額が6,147円増、計394,619円。
これに下水道補助金の減が10,499円、その他
の出入札による不同減が196円、残りの10,000
円余りは既設補助金の減による減額で
ござります。これから8月の老人家廃棄処理の
経費補助金の442円増、これの設置は
のが12月でござります、これに伴う補助金の
減額を以てす。当初7月からの予定では

は少しはなれども、採用のおおしに列列して、12月
からしが教員としておりのせいで、おれん件はう
減せざるが。おれから保管行指量負担
屋でござるが。おれは保管身価の引
を上げらるる4,794円の増でござるが。

才也

2日1日、旅費、前日までの予算額5,000
円、今日の追加費を500円、計5,500円、
これは厚生課への旅費、管内の出張旅
費の不足分をござるが。おれから職員給与の
550円、これは厚生課の国庫手帳の増
分をござるが。おれから薪費、燃料費の方
が200円の減、履修費が100円の増、これ
は前日200円減に比して今日又追加100円、
非常に不十分分がござるが、木更中の採り
と増えざるが、100円の増、印刷費
が100円の減、おれから7日の実際費
が600円の増、これは現在800円位に
実際費の概算がござるが、今日の概
7時から17時、州議会の休会、新年度の
総務会費用が大体200円位、おれか
ら6月2日に木更町会館の修繕費が来市
され、おれからその実際費として500円
から400円減、おれからこれととも
と600円は実際費が必要でござるが。
おれから3日の国庫費、評価費、中目
費の増を200円の減でござるが、これは
臨時職員の採用のおおしに、おれから減

だるうが。此の14分の減は、従前の不削減
に代るうが。これが14分の減の事自負で
だるうが。210億の減。これは附属機関
の削減に代るうが。今までの財政審
議院が2回。産業経済審議院が1回開か
れたいけれども、案数が多いが、出所は
りがない。これの14分の減は、不削減に
代るうが。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午前10時27分)

再開いたします。(午前10時27分)

名 着

収入増とこれに関連がござるうが。下水道
補助金が減に代るうが。その理
由はどのよう理由で減に代るうが。

都市課長

御説明申し上げます。その理由は、政府
に代るうが。2-1-2 都市計画経路
に代るうが。その工事費は、その1件は地
区に代るうが。実施に代るうが。10,500億の減に代るうが。これ残り
の199億は、その工事の入札に代るうが。
下。差額が出たので、その分を代るうが。

柳井課長

此方へ。

お 着

此方へ。上記の発行費の今回の諸君が
時内外の方で3515055の計といたし
可が。原封手帳とあつて231ヶ月で
可。従つて30日で可。此の事は予
心の中でお申事な計して時内外
想して可。説明を可。

厚生課長

此方へ。此の事は時内外
民有金庫で可。此の事は
屋を御用し可。此の御用
此の御用し可。此の御用
此の御用し可。此の御用
此の御用し可。此の御用
此の御用し可。此の御用
此の御用し可。此の御用

お 着

此方へ。全部厚生課
此方へ。

厚生課長

此方へ。此の事は
此方へ。此の事は
此方へ。此の事は

厚生課長

お答に申し上げます。東は電磁料金の事が
当初予算では7億の予定で当初予算では
12ヶ月分組入れておりましたが、このまま7億で
は不足に足りないので1ヶ月分は追加しても追加
追加をしかるべきに把握にしております。

8 箱

これは2ヶ月分をこのようにして増額
しております。

厚生課長

お答えです。これは2ヶ月分です。このままに
お任せいたします。

8 箱

お答え申し上げます。
徴収税の事が減額にしております。これは
既に現在で納税率の率をこのようにして
に課税権及び償還金が1,000円差額で
ございますが、特に当初の1,000円は、当初償
還の方向にしておりますが、これは
この償還の事が未だにござります。この点の
御説明をしておりますのでお願いいたします。

助 役

今日、税務課長が休んでおりますので代
りまして私がお話し御説明申し上げます。
これは法人税の法人税割市民税その他

事業税等が更正減に存した場合は還付し
なければならぬものが生じてくるので、これを
予想し予算に計上したものでございまして、結
果的にそのようなものが出たという事で
不用に切り替るので、減額したという事で
ございませう。

○ 着
個人税が。

即 徴
はい。個人税が最大の比重を占めて
いるのでございませう。

○ 着
個人対象にもございませう。

即 徴
個人対象にのりていましてはございませ
うが、これは出てくるのでございませう。

○ 着
この全部減にのりていませうが、これは
概ね前年と比べてもございませう。

即 徴
この更正減にのりませう。個人が最大の金
額にのりていませうが、これが殆ど出てくる
という事で、大体見通しが立って来るとい
う事ではございませう。

減らしようとするところである。

8 者

燃料費が、このところでは概ね従前の
諸年の燃料費よりも多いが、この間の
は十分の1ヶ月の分は残っておりかつ。

助 税

は、このところ事情、おと1ヶ月間の計算し
て、これより不同額にわたるようでは計
算されておられる。

1 者

才入の6親の政府補助金の10,000円系
の下水道補助金であるが、今年も都
計課金がら各者議員に対しての寄附が割
りだが、削減減額される理由から、本
金は解消してしまわれ、残りの2箇内
にわたる。この10,000円の削減される理由
は、この各者議員からの賛同に於いては
何れも他住区社に通ずる都計道路と
し尿処理場への道路の削減にわたるが、
この削減説明を依頼してある。

都計課長

削減説明中である。削減にわたる理由
は、これは中部市村からである。コガ市、北
谷村、嘉年納村、栗里村、宜野湾市の方
が比例配分式である。削減は、宜

新年度がその額の10,300円に相当した額
です。

1 省
下水道補助金としてセーブするが。

都市課長
下水道補助金として削減してある款です。

1 省
事業費の中から。

厚生課長
です。

1 省
心身の健康を理由に削減された事が多いが。

厚生課長
理由としては、削減された理由でセーブする
が、これは結局何れの新年度予算
の...

課長
その下水道の削減は所定で削減し、
設備の投入も北省の方で既に削減が
しているが、各市町村が削減した額で
セーブする。これが、北省が削減した額で、現
在実現している事が多いけれども、一先関係

今年市村の下水道の各節町村に流れてい
 る汚濁から一応削り出してし尿処理場の設
 入口をいじらねばならぬと削られておりました。
 左の條、各節町村のいじらぬ下水道関係の状
 況がよくなると一応政府としては民政府と協
 働していかにして今の何故か街路を現年
 後の民政府の補助金で政府が負担して
 いくという事は通知を致しておりました。これは
 関係はありませぬ。今10,000円有り減られ
 るおそれがある。これは特別に又外の方から民
 政府の方で補助金を流して政府がやる
 事になっておりました。伊佐坂の道路は前
 削られた分はいいが、初めから下水道の設入口
 をいじらねばならぬ意味で削られておりました。

1 答

これは今の話であらう。政府から。

市 長

政府が流れていこうとね、それがいいわい
や...

1 答

これは当初は市独自の下水道補助金として
 10,000円は政府から補助するところだったの
 がとね、これし尿処理の設入口をいじら
 ぬと各節町村でとね、関係人、市町村
 の下水道工事の事業費を削らねばならぬ
 明ととね。

場名には即座にこの都下を時として、この管
 界は間違っております。指摘されたことは、
 議名はその質向に対して、間違っている管界も
 もその中でいって、どうもお考えを
 してあげておきたい。私はこの、私の管界に
 対して、この月に政府の方で着代わり
 して、この課長は、このようにおられる。
 この私も、これに対して、このように納付をして
 いただいております。市界は、このように場名は
 このように議名に対して、議名は、このように
 して、市界を、代知して、これは、管界を、何
 としておられる。このように、このように思われる。

部 長

おかげで訂正をせよと思っておた
 款です。

名 着

この場名は、このようにおられる。

議 長

休会いたします。(午前10時50分)
 再開いたします。(午前10時50分)

都計課長

大変失礼いたしました。議名は訂正いた
 します。先程発言いたしました。これは一
 筆が、このようにおられる。これは、全然、議
 名、このようにおられる。予算は、関係のない

せらんで、訂正を申し上げます。
先程説明に申した伊佐の街路の工事の
申し上げが、伊佐の街路とは関係
がないから、訂正をお願いします。

1 着

中野町地目28部の施設電下水道
敷留用地電収費が1,800円増えたと
あります。これは増えたとありますが、△印がう
ることにあります。この18坪の用地の場
所と下水道事業を遂行することに決まると
なると必ずあるという根拠があると申し
ますが、この根拠を説明して下さい。

都計課長

街路説明申し上げます。この用地電収18
坪は、浦添市字牧野東比原584-6に
ありますが、この当初、浦添市の下水道を
この牧野の下水道に接続する計画があり
ましたが、当初電路から通
して地目とかが決まらなくても、この電
道パイプと那覇市の下水管、松岡配電の
地下ケーブル線が通らないうちに、せ
らむとかが通るとか不可能に決ま
る。そのために私が先程申し上げた牧野東
比原584-6の土地、即ち大塚宗安
の土地にして、この人の土地を通らな
うと決まるとか決まるとか、この土地
とこの街路の関係は、最初使用

契約でせうがと思しとせぬが、本社は下
水道公社に78坪を売った側がたりのた
り、この額でせう宜野湾市は買上げて
たせるといふことがたりのたし、私に
ちうの方の手算に計上した記でせうが。

1 着

この単価については、先に、下水道公社に78
坪を売ったことがたりのたし、これを話して
たりのたが、この単価でせうが。

新設課長

たりのた。

1 着

掘削、行な地は、たりのたし、たりのたが、
大体心ごらんとせうが。

新設課長

下水道公社の敷設ポンプ場がたりのた
り。1号線から松岡配電に入るよかにして
たりのた。右側のポンプ場がたりのたし、
左側のポンプ場がたりのたし、たりのた
り。ポンプ場から直接ポンプ場の出入口に
取り継ぎするに取直された部でせう。

1 着

この地域は、宜野湾市の下水道工事地
域でせうが。

都計課長
はい、そうです。

1 答
牧港は浦添いれおいでです。

都計課長
浦添市ですが、浦添市の道路専用許可を得て直野湾岸の大謝島一帯の下水道を全部おのれンカ場い進んでおる訳です。

1 答
これは予備設計の場合、おのれンカ場のこれはおのれンカ場の記述です。

都計課長
予備設計の場合おのれンカ場の記述。

1 答
本設計のおのれンカ場の予備設計のおのれンカ場の記述です。

都計課長
これは、下水道公社の方から連絡がくるおのれンカ場の記述です。

1 答
おのれンカ場。

4 番

区今の管内と関連は管内の所ですが、この用地買収費が1,800万円、これは市町村が事業をやる場合には、他の市町村で事業をやる場合には、施設事業をやる場合には、この市町村の議会が議決を経なければならぬという事は自治法の適用が受けられないが、他の市町村は決まれているが、この部分は受け加えです。

新設課長

新設明申しの上で、この施設は、環境系も宜野湾市と両方使用するという事で、自治法という法律も適用し、これは道路専用許可でいい、既設していいという事で、両方両方の上でこの既設工事をしていく。

4 番

議会の正式の所です。おれ等の当分の専用許可という事で、どうも、その内容は、

新設課長

当分の専用許可という事で、

4 番

おれ等の所をどうも思っています。

都計課長

はい。

4 番

十分可能ですね。間違へありませんね。

都計課長

はい。

11 番

先程の補助金の削減について、二重の意味で理解されるべきことがおありですので、伺いたいと思っております。先程の説明の中で、投入口を押し上げるためにこの補助金を半削減されるという節減が説明されておりましたが、この投入口の工費、予算上の額は大体どの位でしょうか。これがどう関係が保たれるか、使用する投入口がどの程度で削減されるか、先程の説明では何分の節減が削減されるかというところでありますが、これをもう少し具体的に説明をしていただきたいと思います。なぜ私がこのようにお聞きしたいのかと申しますと、この予算を計上した場合、投入口には全額関係が保たれた額であり、これは宮野鴻市の下水道計画の一部の補助金を半額の環境として補助金を保たないという思いが、しかもこれを削減する中で、関係が保たれる環境にわたる水を削って行くという点に対して、それが疑念をもつ部分があるため、もう少し具体的に宮野鴻

市 長

この件については、非常に下水管の
関係と下水道取りの関係がありまして、
先に政府に対して意見を述べた場合、し
て市町村でござるかという点にありまして非
常に困る所でございます。この点の意味を
私達の場では意見を述べておきたい。

市 長

これは最初から条件づけられたこと。

市 長

そのこと。

市 長

税入のUSCARがござる場合は削減
を要する。

市 長

これは削減を要する場合は何の
から来たかということ。

市 長

これは、これは、これは補助は
その指令を要する。

新 計 課 長

御説明申し上げます。この点、何の
関係の連絡がござるかという点、

比列のとき、70号の11月27日、午後4時50分
頃、改訂の新訂課程の方から連絡
がござりました。

11 番

70号の11月27日、これ以前に
改訂の方から連絡が
ござりました。

新訂課程

電報連絡の方。

11 番

改訂の方から連絡が
ござりました。

新訂課程

改訂前の下水道係が
改訂の方から連絡が
ござりました。改訂
の方から連絡が
ござりました。改訂
の方から連絡が
ござりました。

11 番

改訂の方から連絡が
ござりました。改訂
の方から連絡が
ござりました。

新訂課程

改訂の方から連絡が
ござりました。改訂
の方から連絡が
ござりました。改訂
の方から連絡が
ござりました。改訂
の方から連絡が
ござりました。

11 審

これは8月24日の正式の補助金交付の内示が、このようになつて来たから記録する。

審計課長

この当時この記録が、これは何と云ふか、内示がどう解釈する。

11 審

これは、この管轄は、この事業の準備は、着工する迄の計画をどう記録する。

審計課長

どうする。

11 審

これは、この事業の進捗の進捗は、現在進捗は、どうする。

審計課長

現在進捗は、着工してからの。

11 審

これは、この事業が、進捗は、どうする。

審計課長

これは、10,000千円の減による、この後の設計

がなしてある記述は、

11 番

この後、このころのことです。内容は、

都計課長

へうです。

11 番

このころ、設計は、設計して、そのころの

都計課長

そのころ、入札にも付いては、

11 番

入札に付いては、このころ、入札に付

都計課長

入札に付いては、1971年4月2日、この

11 番

このころ、このころ、11月27日、この

都市課長

この前比、補助金を交付指図が入ったので
その上、繰上支出した。

補助金を交付指図、第一工区が2月、1971年
4月16日、第二工区が7月9日とあり
あり。

II 着

補助金の交付指図を7月、この前比、1970
年8月24日以内を繰上支出した。この
上、同年11月、約3ヶ月に繰上支出
した。

都市課長

25万の予定を繰上した。

II 着

この場面の繰上削減した。

都市課長

10,700円削減した。

II 着

10,700円削減した。25万円の予算10,700
円、この上、繰上の250,000円削減した。

都市課長

239,700円である。

11 着

これは外債の専断内に来る話です。

都計課長

此です。6月一杯に来る予定です。

11 着

此です。1971年4月21日及び4月13日に入札しており、このうち前者のものが2万ドル減にわたる1万ドル余りの予算と関係してゐる。

都計課長

これはこの土地のインバロにしろ計画です。25万ドルの当初補助です。既に13,000ドルは減額です。此の3300万と残った239,700ドル。これが補助の確保に使う予定です...

11 着

私がお聞きしたのは、4月13日、4月21日に入札しており、これは既に着工しております。

都計課長

着工しております。

11 着

此の100万、此の100万は削減はかゝるうに削減して、心算です。

川 着

この分のを式に七五割の補助が決定
された様です。

新計算書

此、来に於り。

川 着

これは、9割に於り。239,700円。

新計算書

検査した区は何れかに於り。13,888
円が不在に於り。

川 着

此の決定された...

新計算書

此、決定されたものは補助指定は23
万5千円に於り。第1区と第2区
の両方に於り。

現在、この来に於り。作業額は、217,002
円の補助が決定額が来に於り。

川 着

決定されたものは12,700円に於り。

新計算書

此、12,700円に於り。

都計課長

様へ。おつす。

川 審

此の場石は、海に流れてしまふ。夏を過ぎれば
これだけの水でこれだけの政府からの指示が
おつたというのでありますが、政府は削減を申し
出たという内示を切りかざらして、又、夏を過ぎ
て以降も水不足が続いていこうと、この意図
が、これだけの水でこれだけの政府からの指示が
おつたというのでありますが、政府は削減を申し
出たという内示を切りかざらして、又、夏を過ぎ
て以降も水不足が続いていこうと、この意図

都計課長

別紙の通りおつた。都計課長は、11月
16日付の都計課長からの指示を受けておつた
ので、この間、権限を従来のものと比べて
決定的に違つておつたので、都計課長は、
この間、権限を従来のものと比べて

川 審

皆おつた。一夜一晩おつた。都計課長は、
11月16日付の都計課長からの指示を受けておつた
ので、この間、権限を従来のものと比べて
決定的に違つておつたので、都計課長は、
この間、権限を従来のものと比べて

11 知、在時點では削減はできず、
現在も削減中。

11 答

このように、お答えがなしては、何の方向から指
示をされているのか、その点は別紙に、21日
に補助金の交付指針が来るといって、当然
予定してある。予算の訂正は、25日の25
万ドルにすぎない。当然補助金が受けることも、補
助が受けること、事業は進めておられること
です。以上、伺ったことは、正式に文書に
おいて指示をされているので、その旨は削減し
たいけれども、その旨は、お答えは、お答えは、

都計課長

これは指示も、お答えは、お答えは、
府からの文書が来るといって、その旨は、
その旨は、追加費を減らすには、お答えは、

11 答

これはお答えは、このように、お答えは、
お答えは、予算の訂正は、お答えは、
お答えは、準備は進めておられること、

都計課長

25日から削減、お答えは、25日100万の繰
り越して、お答えは、お答えは、
お答えは、追加費を減らすには、お答えは、
お答えは、お答えは、お答えは、

川 着

じ也、削減された分は事業計画の中からは
は分けておいたところである。

新訂課長

のりである。

川 着

残り12,100円の原価については、これは補
償の交付を受ける見通しがあるからである。

新訂課長

のりである。粗利益額を上げて、今補助
金交付申請していただく中で、6月一杯に補
助金交付指図を要求していただければ。

川 着

239,100円はである。一括して補助申請
を求めているからである。

新訂課長

今求めているからである。今求めているから
第1工区が11,932円、第2工区が149,230
円、あと残り12,638円が入ると
この辺りで入っているからである。

川 着

これは申請してある。

都訂課長
申請はごめんが。

川 君

お礼をいれたい。同じ時分を申請したいけれど
できませんが。

都訂課長
ごめんが。

川 君

全照別個に。

都訂課長
別個に。

川 君

このご質問は、残りの分の予算をこの
ご予算通り6月一杯には補助金の交付
を希望されるのでしょうか。ご質問です。

都訂課長
ごめんが。

川 君

お礼をいれたい。全照の負担を減らすには全照
影響はかかるとのことです。

郵部課長

は、よろしく。

川 翁

貴校私、市取に申し上げに各級当り
市外に多岐、関係市外に補助類が同じと
するに削減にわたるがどうか、このへんを調
査して後で求めているか。

市外から、市内の電報を行わす、と教へ候
開科と市外から市教の同じに教育負担を
の保有身価の引上げに与るこの補助屋
の増額、これと全く逆の現象が出てくる
のが、これにたいして説明願ひす。

補助屋が引上げれば当然費用料は引上
げらるうふうを考へるに立らるすし、同時
にこの補助屋が引上げれば支出の増と
引上げに現われるが、これにたいして説明
願ひす。

厚生課長

お席を申し上げす。これは入っている方の
所得に依じて査定する中で、いわゆる補助
屋が引上げられることは負担能力の
低い方が引上げられることになりす。
これに負担が少なくなる。ところが10分の9は
既得者が多いので、これに引上げると同
等が出てくる説です。

市外に引上げれば、別に市外が引上げら
る。この引上げは、これは引上げらる。保有

単価が上がるという点については、常務局
は単価手当が前年度の値上げも
上がったが、又は総原電が上がったが、その
関係での総体的には上がって居るので、す
べての負担が上がったから負担がどうなるか
のことは之を以て思っています。

II 着

その負担を以て常務局利用者の負担をこれ
から減らすという事は、

厚生課長

結局、措置費が上がったという事は、入
っておく方の保護者の負担能力が下がった
ためにこれが上がったということでは、

II 着

今年、使用料が1.014減になったのは、これは
今年、どうして減になったのか、

厚生課長

措置費が、政府が負担するものが上がった
ために結局は負担するものが少なくなった。

II 着

使用料も少なくなった、使用料も少なくなった
こと、

が在りしは、此の通り議院に在りしが、
当然にその所が、議院の場合に議院が
在りしは、その所が、議院の場合に議院が
在りし、專用新可也、此は議院の場合に在りし。

4 着

此は、関係市町村の議院の議決を総和
せしむるに在りし、専用新可也。

5 着

同法の所在りしは、議院の場合に在りし
が、此の所が、此の所が、一、専用新可也、
専用新可也、此の所が、此の所が、

6 着

自治法に在りし、専用新可也、
議院の議決を総和せしむるに在りし、
此の所が、此の所が、

7 着

此の所が、専用新可也、
専用新可也、此の所が、此の所が、
専用新可也、此の所が、

8 着

専用新可也、此の所が、
専用新可也、此の所が、
専用新可也、此の所が、
専用新可也、此の所が、

以上(1)明文化を促しているが、これに際して国
 後市町村の議決を経なければならぬ。新
 しき7月1日から施行されること。或は旧
 所法の自治法。両方にともなかり明文化
 されているが、これを当然自身に適用する
 ことが、この国後市町村の法に適用する
 ことに、既に明文化されていることと異なり
 であるが、これを当然に受け、議会の議決
 を経なければならぬ。これを当然に受け、
 適用する。

市 長

浦添の方では、浦添の市長が市長として
 責任を負うことが、議会の責任を担
 うこと。浦添の市長が責任を負う
 こと。

4 着

以上、我々議会としては、自治法に
 基づいて、一応議会の議決を経た
 ことが、或は法に適用する以上は
 以上は守らなければならない。これは
 が責任を負うという市長の判断で
 議を承認してやる。数量の多さは
 以上が、これをこの市長として了解して
 りから市長が責任を負うというので、
 が非常に問題であると思ふが、一
 自治法に適用する以上は法に適用
 しなければならない。以上、以上、以上

助 役

じや、私の方から補足説明申し上
 げます。今々番さんにお云われる件は、
 法に明記されておりますので、これは
 別に我々としても予用という意味では
 解しませんけれども、ただ問題は、この
 改正前の現行の自治法では、管造務
 でありますし、又改正された自治法で
 は、公の施設という事になる訳です
 けれども、この場合、この法の目的は、
 私に於けるべき場合ならば、この施設
 そのものが、一つの全施設をその
 他市町村に設ける場合というふうな
 解釈してもよろしいんじゃないかと
 うふうな考えの訳であります。例へば、
 下水道という事業は、他市町村の地
 域に全部、この施設があるという事
 であるならば、これは問題は当然だと思
 いますけれども、これは連絡のた
 めの一部通過地でござりますので、公
 の施設というふうな見方をしないで
 よろしいんじゃないかとこの考えを一応
 申して置く訳なんです。それで相互の
 市町村、このうちは、議決の対象にせ
 んで、人じゃないかとこのうふうに執行
 部向では、話し合して置く訳であ
 ります。

4番

話し合ひはさういふ面では議決は経
てたことである。

助役

議決はしてあります。たゞ人の中
は、浦添もした人いやな人かと思
います。さういふふうな解釈でも別に両
市町村がたすかね、問題がなければ
お互いに了承してもいい問題ではな
いかなと思つてあります。勿論、
その法の条文からいへば、絶対
的のようによい受けとらなければ
その施設全体が、その他市町村に
設けよう場合には、当然だと思つて
あります。さういふ目的と施設の
内容からいへば、さういふ
ふうな解釈しなくていい人いやな
人かといふことを思つてたすかね人です。

5番

今先の助役のご説明では、公と
うなものには、見なくていい人いやな
人かといふふうなご説明でござい
ましたか、もし取らなう場合には、こちらが
それなりの予算を計上して取得する
ことですから、その後問題をかもす
ればなうかどうかとたすかね、場所と工
事をする箇所がたすかね、さういふ
ことを見

た場合には、すなわち、今後浦添市として、当局は現時点では、そのまま黙認するよう努めて、人・じやな"かと、うような考之方をもちあはれるようであるが、万一そこに何か問題が起つた場合に、"ゆゑ直野湾市としては、優位の立場で対等の立場でその折衝が、そのかが可能だと思"ますか、その辺はどう考之ですか。

そう一、仮りに他市町村から直野湾市地域内に、こういつたような工事があつた場合、当局としては、別に議会の必要はないか、という見解も立ってあられるか、ですか。

助役

これは、先ず、最初の問題でござ"りますか、浦添市と直野湾市の境界について、非常に自然的な地形、地物等による、その境界じやな"ために、非常に境界が入り込んでありまして、そこに新しく市街化傾向が出て来"てお"りますために、既に既成事実として、上水道が両市にあり、過去の、その事例がある訳でありまして、その場合にも別に議会の手続きは、"たしてありませ"ん、それで、下水道にありても、当然、浦添の下水道施工に、直野湾市の地域を

一部通過しなければならぬように
なす態は当然おて来す人じやな
かと思ます。そこは相互に
了承し合ふと"うように考えて"3款
であります。

私論その二番目の問題になりますと。
これは公の施設の内容によると思
すけれども、今のような事例であれば
おね他市町村との関係がおて来た場
合にも、こつちとしても議会の議決を
要する内容に"う"う"うに手続きは
しないで"人じやな"か"う"う
一応考えておりますが、これは他市町
村から設けよ場合の施設の場合は、
その施設の目的、性質内容等を十
分検討しなければならぬ。皆人の
"う"う意味では"ご"ご"ご
今のような例の程度"う"う
"う"う意味で一つ了承して"ただ
た"と思ます。

議長

お諮りいたします。午前の日程が
終つておりますので、時間を延長し
たいと思ます。御異議ご"ご"
せんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
ご異議ござりませんので、時間を延長いたします。

議長
休憩いたします（正午12時4分）
再開いたします（12時4分）
質疑も尽きたようでありますので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ござりませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
ご異議ありませんので、質疑を終ります。

議長
本案に対する討論を求めます。

議長
討論も省略をいたしましたと思っておりますが、ご異議ござりませんか。

議長
ご異議ありませんので、討論を省略いたします。表決を行います。

議長

議案第20号 1971年度宜野湾市一般
会計予算の追加更正予算を議決
に付します。

議長

原案のとおり決まることに異議あ
りませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

異議ありませんので、原案通り可決
することに決定をいたしました。

議長

以上もつまして、午前の日程を終り
ます。午後は2時から再び本会議を
開きます。

議長

休憩をいたします(正午12時0分)

議長

再開をいたします(午後2時4分)
定足数に達してありますので、午前
に引き続き午後の本会議を開きます。
日程の第4議向第1号コザ市北谷
村清掃施設一部事務組合への加入

111
K.117を上程いたします。

議長

休憩いたします（午後2時4分）

再開いたします（午後2時9分）

本議案に対する提案者の趣旨説明
を所願いたします。

市長

先き議長から経過報告がありました
が、私達は一部事務組合を脱退
いたします。市単独でその場所を
今までさがしてあった訳であります
が、直野津市内にありません。そ
ういう適当な場所が見あたりませ
ん。それでどうしてと現状をさがり
見ました場合に再びコザ、北谷と一
緒になりたいという。そしてゴミ
を処理する方から距離的には相当
隘路があります。どうしてと外に
方法はないので、一応は諮問して
あります。と申し上げるのは、今
度、各部落市政懇談会をやりまし
て、どこの部落にあつてはゴミの
問題が一番問題になってあります。
それで脱退当時は、甲城の方で焼
けました。向うから追いやられ
まして、現在喜友名の方で捨て
場をやなくして、宅地造成という意

味で覆土して埋めるといふ案の方
 で進めておりましたが、たまたま火事
 がおこして、消防隊はブルを出し
 ても、一週間や二週間では消し止
 めることはできませんし、風の向きが
 あつては、喜友名に相当被害
 を与えておると、もし喜友名の方から
 今日にも明日でも立ちあがると言わ
 れた場合にその場所が見当らぬ
 一語でござります。早急にその立ちあ
 ぐ場所をなして、どうしても早急に
 こころを立抜く場所としては、理
 在の口ず、北谷が一語になつてあ
 つておる焼却炉以外にはないし、私
 も一応は、当時の一部事務組合の脱
 退の前に直野湾は遠いからといふ
 うにして、脱退をしたたての上、再
 加入をお願ひしますと、いふことは、い
 にくかった一語でござります。たまたま
 中部の市町村会から言われて、一
 着困つた人は、これはどうした方
 がいいかと、非常に困つておると、
 ゴミの問題が一着困つておるとい
 うことを助役に話した一語でござります。
 一人に困つておる人だったら又一語
 になつてもいいんじゃないかと、向うか
 ら言つた人も、これは絶対のかさ
 人とお願ひしますといふうにして、
 北谷の村長にも実は一着困つて

あまから又一緒にしてくれとことをお
話ししましたところ、今コザ市長が入
院でございまして、コザ市長が帰っ
てから具体的には取り決めよう
と向うとしても再加入は認めてもら
うんじやないかと思っております。要は当
市の議会でこの問題を實際認め
てもらうんだから6月の予算に勘
案していただいて、再加入をしたこと
の意味で諮問して3課でございませ
ん。ご承知のように1番困ってあるのが
ゴミでございませぬか、宜野湾市独自で
造りたものの山々でございませぬか、復
帰した場合は、政府の補助が30
%になります。40万円にまでかかると
ので、宜野湾市だけでは相当の重荷
になりますかと思われまして、場
所がなると、私達も浦添の方が簡
単に決めようというふうな樂觀
をしておりましたか、浦添の方でもまだ
場所が決ってありません。一応は本
年度の予算に補助が計上されてお
りますか、地域住民の強い反対で
場所の決定もできないと、浦添の現
状を見た場合は、相当敷地はあ
る課でございませぬか、そのようにござ
いまして、本市の場合もどこかまで
も、それらもそのかたに課でございませ
ぬ。その意味で、やむを得なく再

加入をした」という意味で諮問をして
てくる款でござりますので、よろしくご
検討をお願いしますと思っております。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
休憩いたします（午後二時14分）

休憩中に当時の一部事務組合の
設立から脱退するまでの経過に
ついて、議員向の懇談会に切り
かえて、話し合いました。

議長
再開いたします（午後三時35分）
諮問第一号につきましては、休憩中
に話し合われたように一応、常任委員
会の~~審議~~経済民生教育常任委員会
の方に付託をしたと思っております。こ
れに「異議ござりまするか。」

議長
「異議ござりまするか。」で一応経済
民生教育常任委員会の方に付託を
いたします。
尚、方法と時期につきましては、尚

会中に着直をして頂きまして、次は定例会までに報告を所願"した"と思"います。以上もつまして、本日の日程が全部終つてお"ります。長時間にわた"りまして、貴重なご審議を"ただ"きまして、誠にありがとうございます。これを"も"つて第27回宜野湾市議会臨時会を閉会"した"ります。

議長

閉会 (午後3時36分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが
その内容の正確であることを証するためここに署名
する。

1971年8月→3日

宜野湾市議会議長 古波蔵 清次郎 

議事録署名議員 宮城 仁政 

議事録署名議員 仲村 春信 